

(別 紙)

「ちばぎん地域脱炭素促進利子補給付融資制度」概要

| | |
|-------------|---|
| 制 度 名 | ちばぎん地域脱炭素促進利子補給付融資制度 |
| 融 資 対 象 者 | 一般社団法人環境パートナーシップ会議 [※] が認定する、CO ₂ 排出量削減効果の高い再エネや省エネ事業のための設備投資を行う事業者 |
| 資 金 使 途 | 一般社団法人環境パートナーシップ会議が認定する、CO ₂ 削減効果の高い再エネや省エネ事業に関する設備資金 |
| 融 資 金 額 | 10 億円以内 |
| 融 資 利 率 | 当行所定利率 |
| 利 子 補 給 | 融資実行日から最長 3 年間、最大 1.0% |
| 貸 付 方 式 | 証書貸付 |
| 返 済 方 法 | 原則、年 2 回（毎年 3 月及び 9 月の各 10 日）に元金均等返済、利息後払い |
| 担 保 ・ 保 証 人 | 必要に応じ徴求 |
| 留 意 事 項 | <ul style="list-style-type: none">・ 事業者さま自らが二酸化炭素排出量を算定している必要があります。・ 環境省の利子補給事業にかかる予算動向や資金枠の状況により、利子補給が減額または停止される場合がございます。 |

※一般社団法人環境パートナーシップ会議とは、環境省より「地域脱炭素融資促進利子補給事業」を受託し、運営を行う事業者のこと。